

西神戸混声合唱団のきまり

1 (名称・目的・事務所)

- (1) 私たちは「西神戸混声合唱団」といいます。
- (2) 私たちは神戸市垂水区に拠点をもつアマチュア合唱団として、合唱を楽しみながら常に技量の向上に努め、地域の音楽文化にも貢献することを目的として活動します。
- (3) 団の事務所は、団長の自宅に置きます。

2 (団員)

- (1) 合唱を愛し、この「きまり」を認める満15歳以上の方は、団員となることができます。
- (2) 団員となることを希望する人は、所定の「団員カード」を提出し、入団金1000円を収めるものとします。

3 (団員総会)

- (1) 団の決議機関として、全団員で構成する団員総会を置きます。
- (2) 団員総会は次のことを審議・決定します。
年間活動計画、予算および決算、役員の承認、他団体への加入・脱退、この「きまり」の改廃、その他、団の運営についての重要事項
- (3) 団員総会はチーフマネージャーが招集し、団員の過半数の出席によって成立します。
- (4) 団員総会は年に1回以上開き、その議題は1週間以上前に団員に通知するものとします。

4 (役員)

- (1) 役員の構成
団長、指揮者、チーフマネージャー、サブマネージャー、会計、会計監査、各パート（ソプラノ、アルト、テナー、ベース）リーダーおよびマネージャー。
注）上記のほかに顧問を置くことができ、顧問の選出は役員会の承認とします。
- (2) 役員の役割
 - ・団長：対外的な窓口を担います。
 - ・指揮者：技術の指導者として、曲の選定、指導を行います。
 - ・チーフマネージャー：団を代表し、統括します。
 - ・サブマネージャー：チーフマネージャーを補佐し、チーフマネージャー不在時にはその職務を代行します。
 - ・会計：団の予算、決算および会計執務に関する事務処理を行います。
 - ・会計監査：会計の監査を行います。
 - ・パートリーダー：パート内の技術向上を担当します。
 - ・パートマネージャー：パート内の連絡調整を担当します。
- (4) 役員の選出
 - ・団長、チーフマネージャー、サブマネージャーは、役員会へ自薦・他薦の申し入れにより、役員会で適任者を決定し、団員へ推薦する。総会で団員の承認を得ることとします。
 - ・指揮者、会計、会計監査は役員会より委託します。
 - ・パートリーダー、パートマネージャーはパート内で選出します。

5 (役員会)

- (1) 団に役員会を置きます。役員会は団員総会の方針に基づいて、団の日常の運営に必要なことを審議・決定します。
- (2) 役員会は次の役員によって構成し、主な役職は下記とします。
団長、指揮者、チーフマネージャー、サブマネージャー、会計、

各パート（ソプラノ、アルト、テナー、ベース）リーダーおよびマネージャー。

- (3) 役員任期は 2 年として再任を妨げないこととします。
- (4) 役員会はチーフマネージャーが招集し、役員の過半数の出席によって成立します。
- (5) 役員会は原則として 2 か月に 1 回以上開くこととします。
- (6) 団員は自由に役員会に出席して、意見を述べることができます。
- (7) 緊急を要するときは、指揮者とチーフマネージャーを中心に決定を行うことがあります。
- (8) 役員のほかに顧問を置くことができます。顧問の選出は役員に準じて行います。

6 (団の会計)

- (1) 団の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。
- (2) 団の会計は、団員が納める会費入団金その他によって賄います。
- (3) 会費は月額2500円（ただし、大学生は1500円、高校生は1000円）とし、別にコンサート積立金（月額500円）を集めます。
- (4) コンサート積立金は定期公演のために使い、一般の会計とは収支を区別して扱います。
- (5) 会計は年間の予算と決算を作成して、団員総会の承認を得るものとします。
- (6) 団の会計を監査するため、会計監査を置きます。会計監査の選出・任期は役員に準じます。

7 (活動)

- (1) 私たちは原則として、2年に1回の定期公演を行います。
- (2) 私たちは、兵庫県合唱連盟、垂水音楽協会などの行事に積極的に参加します。
- (3) 団の定期練習は原則として、毎週土曜日の午後6時から8時30分まで行います。
また、必要に応じて特別練習を行うことがあります。
- (4) 団員の親睦を深めるための行事を随時行います。
- (5) 団の会報「West Mix」は必要に応じて、随時発行します。

8 (入団・休団・退団)

- (1) 入団は入団意思表示があった翌月1日をもって入団日とします。
- (2) 活動に参加することが一時的に困難になった団員は、休団することができます。
この場合、会費に代えて休団費（月額100円、およびコンサート積立金）を収めるものとします。
- (3) 団員が2か月以上、無断で活動に参加せず納入金も納めない場合は退団とみなすことがあります。
- (4) 退団は退団意思表示があった当月末日をもって退団日とし、団費及び休団費の清算はその月末までに行うものとします。

9 (付則)

- (1) この「きまり」の改廃は、団員総会の決議によるものとします。
- (2) この「きまり」は2008年4月26日から実施します。
- (3) 第6項(3)の改訂は2009年3月21日から実施します。
- (4) 第5項(2)および(8)の改訂は、2013年6月1日から実施します。
- (5) 第6項(3)の改訂は2018年4月1日から実施します。
- (6) この「きまり」は2018年4月28日から実施します。
- (7) この「きまり」は2018年4月28日から実施します。
- (8) この「きまり」は2022年2月19日から実施します。
- (9) この「きまり」は2026年1月1日から実施します。

1977年3月制定/2005年9月改訂/2008年4月改訂/2009年3月一部改訂/2013年6月一部改訂
/2018年2月一部改訂/2018年4月改訂/2022年2月改訂/2026年1月改訂

以上